

大和市成年後見制度における市長申立て手続に関する要綱

平成26年3月31日告示第50号

大和市成年後見制度における市長申立て手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市長が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第51条の11の2及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第28条の規定に基づく審判の請求(以下「審判請求」という。)を行う場合における手続について、必要な事項を定めるものとする。

(審判請求の対象者)

第2条 審判請求の対象者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は本市外の社会福祉施設等に入所し、若しくは病院に長期入院したことにより本市から転出した者で、転出先の市町村において審判請求に係る援護を受けることが困難な状況等であると認められるもの
- (2) 認知症、知的障がい又は精神障がいのために判断能力が不十分である者で、日常生活を営むことに支障があり、又は家族等から虐待を受けているもの

(審判請求の要請)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、対象者が後見等を必要とする状態にあると判断したときは、審判請求を市長に要請することができる。

- (1) 民生委員
- (2) 高齢者等の日常生活のために有益な援助をしている者で、該当対象者の親族以外のもの
- (3) 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設の職員
- (4) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設の職員
- (5) 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設の職員
- (7) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定する病院又は診療所の職員

(審判請求における調査)

第4条 市長は、前条の要請等により後見等を必要とする状態にある対象者の存在を把握したとき

は、当該対象者について次に掲げる事項の調査を行うものとする。ただし、対象者の置かれた状況から早急な審判請求を必要とするときは、この限りでない。

- (1) 2親等内の親族がなく、4親等内の親族で審判請求をする者の存在が明らかでないこと。
- (2) 2親等内の親族による成年後見等の審判請求が行われないこと。
- (3) 対象者と4親等内の親族の間に虐待又は財産争議の事実があり、対象者の基本的人権の保護が必要であること。

(審判請求)

第5条 市長は、後見等を必要とする状態にある対象者に前条各号に掲げる事項が認められるとき、又は当該対象者の福祉を図るために特に必要があると認めるときは、審判請求を行うものとする。

(費用負担)

第6条 市長は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項の規定により、審判請求に係る費用を負担するものとする。

2 市長は、対象者が負担すべき特別の事情があると認めるときは、家庭裁判所に対し家事事件手続法第28条第2項の規定により、前項の費用を対象者に負担させるよう申立てを行うものとする。

(報告義務)

第7条 民法（明治29年法律第89号）第8条に規定する成年後見人、同法第12条に規定する保佐人及び同法第16条に規定する補助人に付された者は、対象者が死亡した場合若しくは本市から転出した場合又は審判請求時の事項に変更があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。